

第八章 社会福祉

戦前における社会福祉制度は、生活に困った者に対する事後救済策が中心であって、人間尊重の観点からは不十分であった。

戦後になって、憲法第二十五条に「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、この理念に沿って基本的人権の一つとして社会福祉制度が定められた。

しかし、基本的人権を定めただけで福祉は充実するわけではなく、昭和三十年代の経済成長を背景に事後救済政策から防貧政策へと前進し、なお発展して福祉社会達成のための新しい社会の在り方を模索するようになった。

社会福祉は遠く封建社会の慈善救済から始まり、明治四年の棄児すてこに対する養育米支給規則や明治七年の貧困者救済制度である恤救規則じゆつきうきんなどがある。

明治二十三年に提出された窮民救助法案は「貧民は社会がつくったものではなく、自分の欠陥から生じたものであるから、公費で救済すれば結局怠惰な貧民を養成するようになる」との考え方から不成立に終わっている。

我が国では、社会福祉についての考え方に欧米流の権利義務意識が薄く、受益者の行政に対する無限定の期待感と行政側の制度に対する検討の不足が見られ、また他方では、貧困者でも生活保護だけは受けたくないという強い意識があるといわれている。

このように社会福祉に対する国民の考え方、行政の考え方によって、一進一退を続けてきたのであるが大正六年の米騒動を契機として、経済的保護事業が起こされ、同七年には後に制度化された「方面委員制度」が創始された。

昭和十三年に厚生省が設置され、今までの社会事業の名前を廃止し、国家統制の線に沿った厚生事業と改められた。

太平洋戦争後になって、ようやく新しい考え方による社会福祉がはじめられた。昭和二十一年四月、生活保護法が

公布、同年十月施行されたが、この法律の基となる昭和二十一年二月二十一日の占領軍総司令部の「指令第七百五十五号」には、

一、国家の救済は無差別、平等に行うこと。
二、国家責任による生活保障の実施。

三、この国家責任を民間に転嫁してはならないという公、私分離の考え方。

四、この実施のために、全国的な単一の政府機関を設立。

五、困窮防止に必要な総額内で与えられる支給金総額に何らの制限を設けてはならない。

以上の原則が示されている。

「昭和五十年の経済審議会の答申等」の中に二十一世紀の社会福祉として、大略次のように記されている。

一、公的役割によってのみの社会福祉は、多くの困難と弊害がある。

二、人々は主体的な努力が、これまで以上に望まれる。

三、公的部門のみで対処すれば、人々に多大の費用負担を負わせることになる。

四、公的福祉は、福祉のただ乗り現象を生じさせるおそれがある。

五、この現象が現実化すれば、社会の活力が低下するおそれがある。

六、福祉は人々の相互扶助の精神によって活性化される。

七、核家族が失った、家族の相互扶助機能の重要性に気付き、近親者の暖かい助け合いを求めらるであらう。

八、地域住民として、自立と連帯を重視するようにならう。

九、助け合いの精神に基づく奉仕活動が重要な役割を担うことにならう。

十、働く能力と意志のある高齢者、身障者、母子家庭の母等は、手当の支給よりも、むしろ雇用機会の確保を求めらるであらう。

十一、きめ細かな福祉サービスや生活環境の整備などの福祉政策を実施するため、住民参加を踏まえた地方分権化が進むであらう。

十二、集団内の相互扶助を通じ、よりよい人間関係を志向するであろう。

十三、二十一世紀の社会においては、福祉は社会の活力を十分に生かし、個人の自由と自主性を損なわず、平等と公正を確保することを中心に構成されるであろう。

一 社会保障制度

新憲法第二十五条によって、社会保障に対する国の義務が明文化された。

これによって貧困者を救済することよりも、貧困者を予防し、少なくともする施策へと移行し、また対象を特定の人から全国的に拡大した。

昭和二十年代は、衛生・福祉行政の骨格の形成時期であり、昭和三十年代から四十年代は、国民皆保険、国民健康保険の制定、国民皆年金の達成、老人福祉法の制定など、厚生行政の制度の普及、充実の時期であった。

昭和四十年代後半は、医療保障・所得保障の内容充実の時期といえる。また、五十年代は、社会保障の給付本格化の時期である。このように社会保障は制度化し、充実したが、反面その財政面での運営については、重大な選択を迫られるに至った。

(一) 医療保険制度

我が国ではすべての国民が、何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の制度が、昭和二十六年四月に実施され

た。

医療保険を大別すると被用者保険と地域保険になる。国民健康保険は地域保険であり、その他の保険（政府管掌保険・組合健康保険・日雇健康保険・船員保険・共済組合保険など）は被用者保険といえる。

ここでは大豊町国民健康保険と老人医療の推移等について記述する。

本町の国民健康保険事業の沿革は次のとおりである。

昭和三十四年四月一日

事業開始

同四十年一月一日

七割給付開始

同四十八年一月一日

高齢者の無償医療制度の実施

同四十九年七月一日

高額療養費制度の実施

同五十六年十月一日

高額医療費貸付制度の実施

同五十八年二月一日

高齢者医療費一部負担の実施

同五十九年十月一日

退職者医療費制度の実施

大豊町国保加入状況

| 区分 年度 | 加世帯数 戸 | 総戸数に 対する割合 % | 加入被保 者数 人 | 総人口に 対する割合 % |
|----------|------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 昭和 52 | (3,567) 1,765 | 49.48 | (10,713) 4,293 | 40.07 |
| 53 | (3,536) 1,799 | 50.88 | (10,416) 4,285 | 41.14 |
| 54 | (3,474) 1,775 | 51.09 | (10,131) 4,118 | 40.65 |
| 55 | (3,418) 1,743 | 50.99 | (9,894) 3,974 | 40.17 |
| 56 | (3,411) 1,805 | 52.92 | (9,707) 4,076 | 41.99 |
| 57 | (3,404) 1,739 | 51.09 | (9,527) 3,847 | 40.38 |
| 58 | (3,351) 1,689 | 50.40 | (9,259) 3,658 | 39.51 |
| 59 | (3,313) 1,723 | 52.01 | (9,083) 3,734 | 41.11 |
| 60 | (3,268) 1,753 | 53.64 | (8,877) 3,732 | 42.04 |

() 内の数字は総世帯数と総人口を示す。

本町国民健康保険（以下国保という）の加入状況は次表のとおりである。

注 医療費保険制度の高齢者とは、七十歳以上の者と六十五歳以上の寝たきり老人をいう。

注 加入世帯、被保険者ともに、加入率が増加の傾向にあるのは、過疎化現象を示すとともに、高齢者が退職して他の保険から移ってき
たこともある。

この表は国保全被保険者にかかった昭和六十年から過去十か年の診療費の額を示したものである。昭和四十八年に老人医療の無料化が実施され、加えて高度の医療の普及などにより医療費は全国的に急速な増加を

| 年度 | 診療費 千円 | 伸び率 % |
|------|-----------|----------|
| 昭和51 | 384,650 | |
| 52 | 432,750 | 12.5 |
| 53 | 573,820 | 32.6 |
| 54 | 650,400 | 13.3 |
| 55 | 824,930 | 26.8 |
| 56 | 826,080 | 0.1 |
| 57 | 919,670 | 11.3 |
| 58 | 936,670 | 1.9 |
| 59 | 1,028,300 | 9.8 |
| 60 | 1,150,960 | 11.9 |

また歳出は保険給付費が約四億円、老人保険への拠出金三億八千四百万円、総務費二千四百万円などである。国保診療費の推移（全被保険者）

この表において昭和六十年年度の歳入の主なもの、国保税約一億六千万円、国庫支出金六億七千万円である。

| 年度 | 歳入額 千円 | 歳出額 千円 |
|------|-----------|-----------|
| 昭和52 | 385,212 | 366,193 |
| 53 | 505,807 | 494,408 |
| 54 | 584,380 | 572,415 |
| 55 | 778,052 | 743,167 |
| 56 | 783,060 | 761,873 |
| 57 | 851,407 | 809,668 |
| 58 | 735,917 | 691,682 |
| 59 | 804,890 | 793,034 |
| 60 | 901,925 | 841,073 |

大豊町国保事業の収支の推移は次のとおりである。

続けている。

表に示すとおり昭和五十一年度対同六十年は約三倍となっており、なかでも五十三年度は前年度に比し三二・六%、五十五年には二六・八%と異常なほど伸びている。これは五十三年度から成人病検診の開始、五十五年度は町内に大型病院が新設されたことも一つの要因と考えられる。

国保被保険者一人当たりの診療費の推移は次表のとおりである。

| 年度 | 大豊町 | 県平均 | 県下最高 | 県下最低 |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 昭和 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 48 | 39,555 | 36,756 | 49,084 | 27,992 |
| 49 | 53,422 | 51,414 | 67,917 | 33,299 |
| 50 | 63,837 | 62,237 | 95,434 | 42,467 |
| 51 | 80,506 | 75,205 | 118,410 | 46,185 |
| 52 | 96,553 | 85,034 | 140,815 | 52,077 |
| 53 | 130,921 | 102,870 | 147,688 | 62,197 |
| 54 | 150,557 | 114,483 | 150,557 | 72,114 |
| 55 | 198,301 | 128,646 | 198,301 | 76,619 |
| 56 | 199,099 | 141,517 | 199,099 | 81,414 |
| 57 | 227,653 | 154,390 | 227,653 | 97,019 |
| 58 | 242,662 | 162,758 | 242,662 | 106,282 |
| 59 | 271,751 | 174,584 | 271,751 | 110,406 |

昭和54年度以降県下最高となる

この表は国保全被保険者一人当たりの診療費について、本町対高知県の平均と最高最低の団体と比較したものである。

この表は国保老人（七十歳以上）にかかる入院受診率（入院する患者の比率）について、本町対高知県平均、県下最高、最低の団体と比較したものである。

表に示すように、昭和五十三年度から次第に高くなりはじめ五十九年度には県下で最高の受診率となつて、県下平均の一・四倍、最低団体の三・五倍となっている。

| 年度 | 大豊町 | 県平均 | 県下最高 | 県下最低 |
|------|--------|--------|--------|-------|
| | % | % | % | % |
| 昭和48 | 125.53 | 92.18 | 144.41 | 33.80 |
| 49 | 108.70 | 119.93 | 217.28 | 35.41 |
| 50 | 120.05 | 141.02 | 295.56 | 53.96 |
| 51 | 120.96 | 122.75 | 200.23 | 39.46 |
| 52 | 130.83 | 124.60 | 200.92 | 41.84 |
| 53 | 154.87 | 135.90 | 197.93 | 62.54 |
| 54 | 165.72 | 144.76 | 217.98 | 62.13 |
| 55 | 201.44 | 158.35 | 232.12 | 60.88 |
| 56 | 202.94 | 164.66 | 283.45 | 58.11 |
| 57 | 222.95 | 158.22 | 257.90 | 68.79 |
| 58 | 209.71 | 158.89 | 217.46 | 70.59 |
| 59 | 223.30 | 162.53 | 223.30 | 64.46 |

◎受診率とは年間の診療報酬請求書の枚数を平均被保険者数で除して100倍したものである。
言い換えれば被保険者100人当たりの枚数である。

昭和五十年年度までは、県下平均的程度を推移してきたが、同五十四年度からは県下の最高額となり、同五十九年には県平均の一・六倍となり、最も低い団体の二・五倍となった。これは町民の高齢化を如実に物語るものである。

国保老人（七十歳以上）の入院受診（入院する患者）の比率の推移は次表のとおりである。

高知県国保医療費の高い原因として、

- 1、入院受診率がずばぬけて高く、全国平均の二倍に近い高率であること。
- 2、人口十万人対の病床数が全国平均の二倍以上であって、入院医療供給態勢も整っていること。
- 3、病院の都市部集中と、地理的なハンディから通院が困難で入院になり勝ちになること。
- 4、核家族化の進行と、若壮年夫婦の共働き率が高く、そのために病人の在宅看護が生活上困難の傾向があり入院になりやすいこと。
- 5、高齢者が多いこと。

などであるが、我が町の場合はいずれにも該当しており、また医療費の高い最大の要因は入院患者が圧倒的に多いことといえる。このため昭和六十年九年度の診療費約九千七百万円のうち、入院診療費が七二・四％と約七千万円を占めている。

老人医療の状況

この表は昭和五十四年度から同六十年年度までの老人医療（七十歳以上の国保と他保険老人との合計）の状況を表したものである。

昭和四十八年に老人医療の無料化が実施されたが、同五十八年二月に老人保険法の一部が改正されて、老人医療の場合でも一部負担金制度が採られることになった。

外来の場合一か月四百円、入院の場合一日三百円を二か月間個人が負担することとなった。

この一部負担金は、健康についての自己責任の観点に立って、老人の健康についての自覚を求め適切な受診を願う趣旨のものであって、これによって老人が必要とする受診を抑制しようとするものではない。

老人保険制度では七十歳以上の老人の医療に要する費用を、国、都道府県、市町村と保険者（健康保険組合など）

大豊町老人医療の状況

| 年度 | 医療 給付費 | 医療支給費 (看護料等) | 医療費合計 A+B=C | 対象 老人数 | 年間一人当 たり医療費 C÷D=E |
|------|-----------|-----------------|----------------|-----------|-------------------------|
| | A 千円 | B 千円 | 千円 | D 人 | 円 |
| 昭和54 | 575,443 | 39,676 | 615,119 | 1,362 | 451,629 |
| 55 | 827,070 | 63,676 | 890,746 | 1,405 | 633,982 |
| 56 | 787,297 | 67,585 | 854,882 | 1,415 | 604,157 |
| 57 | 919,278 | 100,457 | 1,019,735 | 1,442 | 707,179 |
| 58 | 986,699 | 114,656 | 1,101,355 | 1,451 | 759,032 |
| 59 | 986,457 | 129,313 | 1,115,770 | 1,440 | 774,840 |
| 60 | 1,077,490 | 148,685 | 1,226,175 | 1,445 | 848,564 |

・老人数は1年間の平均人数
 ・医療支給費(B)の主なるものは看護料とコルセット代金等である。
 ・老人医療費は国保会計から^き賦出金を支払っているがその外は国保とは関係がない。

が共同で持ち寄ることにより、老人に対する医療費を安定的にまかなうことにしている。

保険者の拠出分は、保険者ごとの老人医療費の額と老人の加入率をもとに按分されている。

昭和六十年度の大豊町国保会計から、老人保険医療に^き賦出した金額は、三億八千三百余万円であった。

本町の医療費が高額であることについては、前述したが、それに加えて本表に示すとおり看護料などは昭和五十四年度に比べ六十年度は三・七倍の増加となっている。

昭和五十九年度の本町の看護料は県平均の一・八倍で全国では最高位に格付けされている。

1 大豊町の疾病の特徴

本町の一人当たりの国保医療費が極めて高額であることの要因については既に触れたが、この高い医療費がどのような疾病に仕払われているかについて、昭和六十年九月診療月の調査結果は次のとおりである。

すなわち、構成割合で最も高いのは循環系疾病である。循環系疾病とは脳卒中・脳軟化・心筋梗塞・高血圧・心不全などの病気であり、この種関係の医療費が医療費全体の四五・八%を占めている。これは全国平均が二八%前後、高知県の平均が三三・三%であり、本町の比率が格段に高い。これが医療費の高い主因といってよい。また、この患者は入院率も高く、その入院医療費は医療費全体の三五・五%に達している。

以上本町の医療と保険について概説したが、本町の国保の一人当たり医療費は県下最高となり全国的にもトップクラスといわれる。当然のことながら国保税も県下で最高を負担している。

しかし、医療費が高いことの原因については、高齢化や入院患者の多いことなど種々考えられるが、これらを急に改善することは困難であらう。

現在本町が実施している成人病検診等の地道な予防施策により早期発見、早期治療の普及による予防対策が、やがて保険財政の安定化につながるものと考えられる。

特に循環系の疾患対策は長期的な取り組みが必要である。また、町民の節度ある診療態度が必要であることはいうまでもない。

2 新聞ルポとその考察

このように医療費及び、国保税の高負担の最大の要因は、医療機関の発達と、住民の高齢化社会等がもたらすものであろうが、このような現状を、数年前に既に見通し、更にまだまだ進行することを予測したルポルタージュ（現地報告文）がある。

高知県でも最高の人口高齢化と、老人医療費に悩む大豊町は、日本の三十年先の縮図であるとして、その老人医療費問題を考えるため全国紙である「朝日新聞」が、昭和五十五年九月十五日の敬老の日に、次のような月曜ルポルタージュ（現地報告文）を発表している。

新聞紙面の半分をつぶす長大な取材記事と論文であるので、全文を引用することはとてできないので、重要な箇所を要約する。

「月曜ルポ」

老人医療費をどうする

増加に悩む高知県大豊町を見る

負担「だれが」「いくら」

将来への方向づけ必要

の見出しで、まず大豊町の位置、地勢、産業、人口などが紹介されている。次に大豊町が昭和五十五年から始めた、四十歳から六十九歳までの町民全員検診などの、健康対策の保健事業を紹介し「短期的に見れば金が余計にかかる。だが、十年ぐらいの長い目で見れば、町民の健康保持と、医療費の軽減につながるだろう」と、町の考え方に触れている。

高齢化日本の縮図

町がこのような事業を始めた理由は、町の年間死亡者が千人当たり五人で、高知県平均の三人、全国平均の一、七人と比べ異常に高くしかも、この町は典型的な過疎、高齢化の町である。

昭和三十年から同五十年までの二十年間に、町の人口は二万二千人余から、一万一千人と半減している。その上六十五歳以上の老人が町民の一八・八%を占め、全国平均の九%の二倍以上の高齢化である。

日本の高齢人口が一八%を超えるのは、昭和八十五年ごろと予測されているから、大豊町は三十年後の高齢化日本の縮図といえる。

当然のことながら老人医療費もかさむ。この町の昭和五十四年度の国民健康保険の実情を見ると、七十歳以上の老人の医療費は全体の五一・七%にもなる。

全被保険者の一人当たりの医療費は十六万円であるが、老人一人当たりの平均医療費は四十六万三千円で、その二・九倍に当たる。この医療費をまかなうため、町の国保税は、ここ数年、毎年二五%程度の大幅な引き上げが行われている。その結果五十五年度は一人当たり三万三千二百四十五円で、前年に比べて三〇%の引き上げだ。

町税は住民一人当たりになると、約二万八千円だから、国保税の方が五千円余り高いのだ。当然町民からは国保税が高すぎるとの声があがる。

そこで町当局は医療費の仕組を説明し「国保税の額を決めるのは、皆さん自身の健康です。ふだんから健康を保ち、病気の早期発見、早期治療に努めましょう」とパンフレットを配ってPRに懸命だ。

連帯感に支えられて

略……

たしかに大豊町の始めた健康事業は、住民の連帯感に訴えての健康づくり、医療費軽減への努力といえる。だが国

負担当者には一種の絶望感がある。それは、まだまだ止まりそうにない人口の老齢化と医療費の請求だ。

大豊町では、これから五年後の昭和六十年には、六十五歳以上の人口が全住民の二二・七％、七十歳以上でも一五、八％に達するだろうと予測されている。その医療費を町でまかなっていく自信はない。

「病院が新設されることは医療費の増加につながるの見方がある。大豊町では昨年十月に百病床の病院が開業した。この病院はすでに入院患者で、ほぼ満床だが約半数は七十歳以上で、当然老人医療費がかさむことになる。

すでにそれまでに提出された医療費の請求は、町内の他の開業医よりも高額であることははっきりしており、これからどんな請求が出されるか注目している」ところだという。

老人ホームを敬遠

町当局は、老人医療費のかさむ原因の一つに「老人ホームへ入るかわりに入院する傾向がある」と分析する。養護老人ホームは大豊町に一か所（定員百人）、隣接の本山町に一か所（定員七十人）あるのだが、入所者はいつも定員を割り、入所勧誘をしている。それは町民が老人ホームを敬遠し、病院に入院を好むからだという。入院病床が増えれば老人医療費も増える。

このような現状から、県内市長会の国保返上論となり、あるいは全国町村会の「老人医療を国保から切り離して別建て制度にせよ」との要求になっていく。

× × × × ×

このルポでは老人医療を、もっぱら医療費の面からだけとらえた。もちろん、老人医療問題はカネだけの問題ではないのだが、カネが無ければ何もできないのも事実である。

それにしても、日本の人口老齢化は始まったばかりである。それなのにいまから老人医療費がかさむと驚いていたのでは、本格的な高齢化社会になったらどうなるのだろう。

いま必要なのは、そのころを視点に入れての方向づけだ。老人保健制度の厚生省試案では、費用分担については、国、都道府県、市町村、各保険者で分担。保険者からは特別保険料を徴収すること、老人も収入に応じての一部負担を求めること、などとしているが、その見本的な割り振りは明示されていない。

だが、いずれにせよ保険料又は、保険税の形で国民負担増の方向を示している。老人医療はみんな支えていかねばならないし、その費用の増加も避けられないとすれば、どんな形で、だれがどのくらい負担するのが望ましいか、それがどう合理的に使われたらよいか、齒に衣きせぬ議論を、今こそすべきときだと考える、と結んでいる。

この「朝日新聞」が五年前に推測した数値が正しかったかどうか、検討したうえで論評してみる。

まず大豊町が高齢化日本の縮図であるという予測について、昭和六十一年で人口は八千八百七十七人（三月三十一日現在）と更に減少し、高齢者人口は、一八・八％から二二・七％となる予測であったが、現実はその更に超して二四・一八％となっている。

医療費については、予想のとおり病院のできた翌年から医療費は上昇を続け、昭和五十九年には、老人医療費にかかる受診率は、前述の資料のとおり、県下で最高となっている。

日本人の体質と習性は薬漬け人種といわれるくらい薬を過信しているようである。またそれに加えて、最近全国的な傾向として、この習性に便乗して乱診乱療を行う医療機関があると警告されている。

何はともあれ老人福祉を後退させてはならないし、それに併せて住民の連帯感に訴えて、意識の改革もまた急務であらうと思われる。昔の入院患者といえば、命旦夕たんせきに迫るといような状態にならないとなかなか病院に入れてもらえなかったが、今の患者は夕食後散歩に出たり、日曜日に遠出をする人もあるようだ。

ここで思い起こさなければならないことは、昭和五十年の「経済審議会の答申」の中に、二十一世紀社会福祉のあり方について十数項目にわたって答申しているが、特に次のことに留意したい。



集団検診での問診

「公的福祉は、福祉のただ乗り現象を生じさせるおそれがあり、この現象が現実化すれば、社会の活力を低下させるおそれがある」と警告している。

このようなときこそ、地域住民の相互扶助と、高齢者の連帯意識と、医療機関の積極的な協力によって、地域の活性化を図るべきである。

3 へき地医療と成人病検診

大豊町は面積が広大で、しかも交通の便が悪く、へき地に指定されている地域も多く、この地域の医療対策を重要視し、久寿軒地区は大杉中央病院が、西峰地区及び立川地区は高橋医院が担当している。

また本町では成人病検診に力を入れ、胃ガン・婦人ガン・乳腺ガン・循環器各検診を実施しているが、その効果も次第に現われ、中高年齢層の脳卒中・ガン疾患での死亡及び長期入院が減少する傾向が見えてきている。

循環器検診は、昭和四十六年度に脳卒中発症予防重点地区として県の指定を受けて開始し、その後昭和五十三年度には、循環器疾患予防重点地区として国の指定を受け、国立大阪循環器センター集団検診部（部長小沢秀樹）が主体（一部の地区を除く）となって本山保健所とともに地元医師の協力を得て、循環器検診を重点的に実施している。

当時の問題点としては、高血圧者が多いこと、栄養摂取に問題があ

ること、医療放置者、不規則服薬者が多いこと、中高年層の脳卒中死亡者が多いことが指摘された。しかし成人病検診の受診率は非常に悪く、循環器検診は三八%、胃ガン検診は一八%、婦人ガン検診は一四%、乳腺ガン検診は一二%である。

(一) 年金制度

我が国の年金制度には、国民年金（拠出年金、福祉年金）、厚生年金保険、船員保険、公務員共済組合（国家、地方）、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合があり、数も非常に多く、内容も多岐にわたっており複雑である。このため厚生省においては、統一して新しい年金制度をつくるため検討しているが、短い期間では無理で相当息の長い仕事である。

国民年金受給者数

（大豊町、昭和五十年六月末現在）

| 種別 | 種類 | |
|-----|-------|-------|
| | 老 齢 | 傷 害 |
| 福 祉 | 一、四四三 | 九 九 |
| 拠 出 | 三七一 | 二 一 |
| | | 母 子 |
| | | 一 |
| | | 寡 婦 |
| | | 〇 |
| | | 合 計 |
| | | 一、五四三 |
| | | 三 〇 |
| | | 三 |
| | | 四二五 |

国民年金受給者数

（大豊町、昭和五十四年十二月末現在）

| 種別 | 種類 | |
|----|-------|-------|
| | 老齡 | 傷害 |
| 福祉 | 一、〇二〇 | 一〇二 |
| 拋出 | 一、〇六七 | 四八 |
| | | 二二 |
| | 〇 | |
| | 〇 | |
| | 一、一一一 | |
| | 一、一五四 | |
| | | 一八 |
| | | 一、一五四 |
| | | 合計 |

国民年金（拋出）加入状況

（大豊町、昭和五十年六月末現在）

| 強 制 | 付 加 年 金 | |
|-------|---------|---------|
| | 任 意 加 入 | 計 |
| 加 入 | 若 年 任 意 | 計 |
| 三、八八四 | 一八一 | 一八一 |
| | | 四、〇六五 |
| | 強 制 | 付 加 年 金 |
| | 任 意 | 計 |
| | 五五 | 四八 |
| | | 一〇三 |

国民年金（拋出）加入状況

（大豊町、昭和五十四年十二月末現在）

| 強 制 | 付 加 年 金 | |
|-------|---------|---------|
| | 任 意 加 入 | 計 |
| 加 入 | 若 年 任 意 | 計 |
| 三、三四五 | 一九六 | 一九六 |
| | | 三、五四一 |
| | 強 制 | 付 加 年 金 |
| | 任 意 | 計 |
| | 三四 | 一四九 |
| | | 一八三 |

二 老人福祉

我が国の平均寿命は、衛生思想の向上、医療技術及び制度の進歩等により世界で代表的な長寿国となった。このため高齢化社会に対応する準備が急がれる情勢である。

国民の間でも、老人福祉に対する関心が高まってきた。大豊町においては、特に過疎化が急激に進んだため、全人口に対する老人の占める割合が高く、これからの老人福祉は大きな問題である。

老人保健医療対策としては、老人の疾病の早期発見と早期治療を目的として、六十五歳以上の者を対象に、健康診査を実施している。その他、老人医療費支給制度などがあり、老人に対する在宅対策として、ホームヘルパー制度、福祉電話設置などがあり、また施設対策としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホームがある。

養護老人ホーム「大豊園」は、昭和四十八年十一月六日開園、川戸に設置され収容定員は百人、建物は敷地面積三千百七十七平方メートルで、鉄筋コンクリート造り二階、一部平屋建て千七百九十四平方メートルである。



川戸の養護老人ホーム「大豊園」

六十五歳以上の人口調べ

(大豊町、昭和五十五年)

| | | | |
|-----|---|------------|-----------|
| | 人 | 数 | 全人口に対する割合 |
| 大豊町 | | 二、〇二二 | 二一・三八% |
| 高知県 | | 一〇九、一二六 | 一三・一三 |
| 全国 | | 一〇、五七八、〇〇〇 | 九・〇五 |

老人在宅福祉対策

(大豊町、昭和五十五年四月現在)

| | | | | |
|----------------|----------------|-------------------|-------------|----------------|
| ホームヘルパー (名) | 特殊寝台の貸付 (台) | インターホーンの貸付 (台) | 福祉電話 (台) | ポータブル浴槽 (槽) |
| 五 | 五 | 一 | 二 | 三 |

老人クラブ一覽(昭和五十五年四月現在)

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
| 名称 | 会員数 | 名称 | 会員数 | 名称 | 会員数 |
| 福寿会 | 七八 | 千寿会 | 八三 | 立川長生会 | 七七 |
| 延寿会 | 一五三 | 栄寿会 | 一二三 | 杉延寿会 | 一〇八 |
| 豊寿会 | 一六〇 | 穴内長生会 | 八三 | 久北会 | 三〇 |
| 円和会 | 八三 | 高砂会 | 四八 | 天坪長寿会 | 五五 |
| | | 合計 | 一二二 | | 一、〇八一 |

老人の年齢別人口調べ

(大豊町、昭和五十四年度末現在)

| 年齢別 | 六五～六九 | | 七〇～七九 | | 八〇以上 | | 合計 |
|-----------|-------|------|-------|------|------|------|----------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 人数 | 二八二 | 三二六 | 四三七 | 五三二 | 一七七 | 二五八 | 八九六一、一一六 |
| 全人口に対する割合 | 二・九九% | 三・四六 | 四・六四 | 五・六五 | 一・八八 | 二・七四 | 九・五二一・五八 |
| 総計 | | | | | | | 二一・三八 |

(大豊町、昭和六十一年四月一日現在)

| 年齢別 | 六五～六九 | | 七〇～七九 | | 八〇以上 | | 合計 |
|-----------|-------|------|-------|------|------|------|----------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 人数 | 二七二 | 三八八 | 四一四 | 五六七 | 一九五 | 三〇一 | 八八二一、二五六 |
| 全人口に対する割合 | 三・〇六% | 四・三七 | 四・六六 | 六・三九 | 二・二〇 | 三・三九 | 九・九二四・一五 |
| 総計 | | | | | | | 二四・〇七 |

老人健康診査は六十五歳から七十歳未満の老人を対象に実施するもので、該当者は近くの診療所で健康診査を受けよう通知する制度であるが、昭和五十三年ころまで実施していたが、改正により現在は実施していない。大豊町の対象者は当時一千三百人程度で受診率は約三〇%ぐらい、あまりよい方ではなかった。

三 司法保護事業

(一) 人権擁護委員

「すべての人間は生まれながらに自由、平等の権利をもつ」という人権宣言であるが、「基本的人権は、単に国家がこれを国民の権利として認めるだけでは十分でなく、国家自らがこれを積極的に擁護しなければならぬ。」という考え方が、現代の世界的思潮であり、この考え方から生まれたのが人権擁護委員制度である。

明治の初年ころから我が国の人権意識が急速に高まり、明治憲法が制定されるまでに、身分、性による差別禁止、人身の自由、宗教の自由、信書の秘密保障、残虐刑の廃止などの制度改革を目指していた。

明治憲法、新憲法、その他の法律によって基本的人権は形式的には保障されているが、人権尊重の思想は現実には国民の間に十分に行き渡っているとはいえない状態であり、人権擁護を目的とする機関が誕生した。

法務省においても、昭和二十三年七月十七日、政令百六十八号による人権擁護委員会により制度が発足し、同二十四年五月三十一日、法律百三十九号により「人権擁護委員法」が制定された。

この人権擁護委員制度は、我が国独特のものであって、現在世界のいずれの国にも存在しない制度である。

人権擁護委員の定数は、全国で二万人以内となっているが、現在一万一千五百人であり、大豊町には三人の委員が委嘱いしやくされている。

人権に関する相談は、委員の自宅において常時応ずることになっているが、そのほかに毎月一回（現在は第一水

曜日)に特設相談所を開設している。

特設相談所は、農工センターと西豊永公民館が、交互に充てられている。高知地方法務局(高知市小津町四番三〇号)においても、法務局の係官が相談に応ずることになっている。

(二) 民生委員・児童委員

1 民生委員

大正六年、岡山県に方面委員制度が生まれ、以後この制度を発足させる県が次第に多くなったので、昭和十一年、方面委員令によって全国的に統一された。

高知県では昭和二年四月一日、高知市に五十九人の委員を設置した。同六年六月、高知県の委嘱であった方面委員を町村に移管し、昭和六年から同九年までに、二十五町村に設置された。

大豊町内の民生委員の数は、昭和五十四年度末現在で、五十一人中十七人は婦人委員である。

この民生委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、社会福祉の増進に努めることを目的として昭和二十一年九月十三日に出された、民生委員令によって誕生した。これにより今までの方面委員の名称はなくなったわけである。

民生委員の任務の一部である医療保護法は同十六年十月一日に施行され、また生活保護法は同二十一年十月一日の施行となっている。

生活保護制度は、憲法第二十五条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り自分の力では生計を維持できない者

に対して国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。同二十五年生活保護法の改正により民生委員は各種の保護を実施する協力機関となった。

大豊町における昭和五十六年度の生活保護状況は、生活保護世帯数百三十四、人数は百八十八人、支給金額は三千二百万円余（一年分推計）となっている。

昭和二十三年に施行された児童福祉法第一条には「すべての国民は児童が、心身共に健やかに生れ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」とあり、第二条には第一条の目的を達成するために、親と公共団体の責任を明らかにしている。

児童福祉法には、児童委員の設置を義務づけているが、この児童委員は同法第十二条によって民生委員がすべて任命されることになっている。

民生委員制度のあゆみ

| 年次 | 事項 |
|-------|--|
| 大正 六年 | 岡山県に済世顧問制度創始 |
| “ 七年 | 大阪府に方面委員制度設置 |
| 昭和 二年 | 高知県方面委員設置規程制定 五十九名委嘱 |
| “ 四年 | 第一回全国方面委員会議開催（東京） 救護法公布 救護法において救護事務実施に関し市町村長の補助機関として救護委員を設けたが これには大部分方面委員が充てられた。 |

年次

項

目

昭和 一一年

” 一二年

” 二〇年

” 二二年

” 二二年

” 二三年

” 二五年

” 二六年

” 二七年

” 二八年

” 三〇年

” 三五年

方面委員令公布

方面委員令施行

閣議決定の「生活困窮者緊急生活援護要綱」において、全国方面委員の積極的協力活動を求められた。

日本国憲法公布（二二年五月三日施行）

民生委員令公布、方面委員は民生委員と改称された。

（旧）生活保護法制定、民生委員は保護事務につき市町村長の補助機関となった。

児童福祉法公布（二三年一月より施行）民生委員は児童委員も兼務となった。

民生委員法制定

生活保護法全面改正、生活保護法の改正により民生委員は保護の実施の協力機関となった。

民生委員信条制定

第七回全国民生委員児童委員大会を大津市において開催、民生委員一人一世帯更生運動の全国的実践申し合わせ決議

民生委員法改正、民間の篤志奉仕者としての立場が明確にされた。

「世帯更生資金貸付制度」が設けられ、民生委員の低所得者対策活動の有力な資源となった。

心配ごと相談所設置運営に対し国庫補助制度が始まった。

民生委員徽章改定

年次

昭和 三六年

項

目

社会福祉統計報告例に「民生委員・児童委員の活動状況報告」が加えられ、民生・児童委員は毎月の活動状況を所定の「民生委員・児童委員活動メモ」に記録し、提出することとなった。

世帯更生運動を「しあわせを高める運動」と改称、積極的な運動展開をはかった。

厚生省「世帯更生資金貸付制度要綱」を制定

全社協 社会福祉協議会基本要項策定

全国民生委員児童委員総会高知市において開催（九月）

民生委員制度五十周年記念全国民生委員児童委員総会を岡山市において開催

制度創設五十周年を期しての「民生委員児童委員活動強化要綱」が策定された。

民生・児童委員定数が大幅増員され全国で十六万人となる。

民生委員制度六十周年

「これからの民生委員児童委員活動——制度創設六十周年を期しての活動強化方策——」策定

2 児童委員

児童委員の任務は大体次のとおりである。

一、里親、職親制度の周知と斡旋

二、長期欠席児童の保護

三、児童の健全育成活動

四、その他、母子衛生活動、要保護児童の保護
大豊町、児童扶養手当支給状況（昭和五十四年度）

| | 支給人員 | 支給金額 | 備考 |
|--------|------|------------|---------|
| 児童扶養 | 一八人 | 五、一七五、三〇〇円 | 母子家庭の児童 |
| 特別児童扶養 | 七 | 二、一三七、八〇〇 | 障害児童 |
| 計 | 二五 | 七、三二三、一〇〇 | |

大豊町内開設保育所（昭和五十五年四月一日現在）

| 名称 | 所在地 | 定員 | 措置 人員 | 職員数 | 設置主体 | 備考 |
|-------|-----|----|----------|-----|-------------|-------|
| 天坪保育所 | 馬瀬 | 三〇 | 二三 | 三 | 大豊町 | |
| 大杉 | 杉 | 六〇 | 六〇 | 六 | " | |
| 大田口 | 船戸 | 六〇 | 四五 | 五 | " | |
| 東豊永 | 大滝 | 四五 | 三二 | 四 | " | |
| 豊永 | 東土居 | 六〇 | 四三 | 五 | 社会福祉 協議会 | |
| 久寿軒 | 久寿軒 | 三〇 | 五 | 二 | 大豊町 | 僻地保育所 |
| 西峰 | 久生野 | 三〇 | 二〇 | 二 | " | " |
| 岩原 | 岩原 | | 二四 | 二 | 私立 | |
| 穴内 | 穴内 | | 一八 | 二 | " | |
| 立川 | 中和 | | 九 | 一 | " | |
| 計 | 一〇 | | 二七九 | 三二 | | |

大豊町、児童手当支給状況（昭和五十四年度）

| 支給月 | 区分 | | 支給金額 |
|-----|------|------|------------|
| | 受給者数 | 対象児童 | |
| 二月 | 一六七人 | 一九六人 | 四、八〇六、〇〇〇円 |
| 六月 | 一六八 | 二〇四 | 四、七〇四、〇〇〇 |
| 一〇月 | 一七四 | 二〇七 | 四、七二〇、〇〇〇 |

(三) 保護司

昭和二十四年法律第四百十二号により、犯罪者予防更生法が施行された。この法律によって、保護司を配置することになり、高知保護監察所の下で、刑余者の指導、補導、生活相談、就職斡旋^{あつせん}、家庭環境の調査、調整を任務とし、町から犯罪をなくすることに努めている。

大豊町内でこの任務についている保護司は十一人である。

四 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、明るく住みよい地域社会の醸成を目的として、住民の主體的な参加のもとに、社会福祉、保健

衛生等の改善向上を目指し地域福祉、在宅福祉を推進する住民の組織体である。

社会福祉協議会は地域の実情に応じてさまざまな活動を推進しており、地域社会づくりの中心的役割を果たすことを期待され、国においてもその活動の充実に資するため、昭和三十八年度から専門職員について補助金を交付しており、昭和五十三年度現在をみると、その数は全国社会福祉協議会十五人、都道府県社会福祉協議会三百三十二人、市町村社会福祉協議会一千六百二人となっている。

大豊町社会福祉協議会は、昭和三十八年十一月財団法人として設立、昭和四十三年社会福祉法人格となり、現在は町役場内に事務所を置き、職員数十二人（事務局二人、老人家庭奉仕員五人、豊永保育所園長一人、保母三人、同所調理員一人、臨時二人）で運営されている。

大豊町社会福祉協議会の主な事業とその簡単な内容を紹介すると、

一、社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、総合的企画、連絡調整及び助成。

- (1) 全戸加入会費事業
- (2) 老人家庭奉仕事業
- (3) 世帯更生資金貸付け事業（低所得世帯の自立更生を目的とする）
- (4) ボランティア育成援助事業
 - (イ) 登録ボランティア（二五六名）育成援助
 - (ロ) ボランティア活動協力校指定と活動援助
 - (ハ) 一般ボランティア育成援助
- (5) 援護活動事業
 - (イ) 歳末助け合い事業

(ロ)小口一時貸付金事業

(6)老人福祉事業

(イ)老人クラブ育成援助

(ロ)ひとり暮らし老人給食サービス(八〇歳以上)

(ハ)移動入浴サービス

(ニ)愛の一声運動(奉仕者設置一一人)

(ホ)介護用具貸し出し

(7)児童福祉事業

(イ)子ども会育成援助

(8)身体障害福祉事業

(9)母子(父子)福祉事業

(10)結婚相談所事業

二、民生委員協議会事務局

(1)民生委員協議会活動に関する事

三、老人クラブ連合会事務局

(1)老人クラブ連合会活動に関する事

大豊町社会福祉協議会が運営している豊永保育所は、昭和三十一年五月東土居に開設された。詳細は保育所の項に記載する。

また、特に老人家庭奉仕については、昭和四十七年四月一日、時の大豊町長(門田盛一郎)と大豊町社会福祉協議

会長（北村長徳）との間に「老人家庭奉仕事業委託契約」が締結され、この事業を大豊町社会福祉協議会が実施することとなり、大豊町における老人家庭奉仕事業（ホームヘルパー制度）が発足した。

奉仕員（ヘルパー）の数は当初四人で発足したが同四十八年五月から五人となり現在に至っている。

ヘルパー派遣の対象世帯は、おおむね次のような基準を置いている。

- 1、おおむね六十五歳以上の老人世帯
 - 2、老衰、心身の障害、傷病等により日常生活を営むのに支障をきたしている世帯
 - 3、家族のいづれもがその老人の適切な世話を行えない世帯
 - 4、生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずる世帯
ヘルパーの業務は次のようなものである。
- 1、家事、介護に関すること。

食事の世話、衣類の洗濯、補修

住居等の整理整頓、掃除等

身の回りの世話、その他必要な用務

- 2、相談、助言に関すること。

社会福祉法人大豊町社会福祉協議会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人は大豊町における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及
- (5) 保健衛生を目的とする事業との連絡
- (6) 心配ごと相談所の設置経営
- (7) 豊永保育所の設置経営
- (8) 共同募金への協力
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

(名称)

第二条 この社会福祉法人は、社会福祉法人大豊町社会福祉協議会という。

(事務所の所在地)

第三条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）の事務所を高知県長岡郡大豊町高須二二三番地に置く。

第二章 役員

(役員の数)

第四条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 八名
- (2) 監事 二名

2 この法人に会長一名、副会長一名、常務理事一名を置く。

五 保育所の変遷

昭和二十二年十二月十二日公布の児童福祉法第一条には、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ且つ育成されるよう努めなければならない。すべて児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」とあり、第三十九条には「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」として、保育所に関する規定がある。こうした児童福祉法の精神を受けて保育所が開設されたのである。大豊町で最初に開設されたのが天坪保育所であるが、以下各保育所の沿革を見ると次のとおりである。

1 天坪保育所

昭和二十七年五月他の地区にさきがけ戸手野の診療所（元避病舎）の空き家を借用して岡林住衛・西岡鶴美の兩名によって季節保育所を開設した。

保母二人 園児三十人

昭和二十八年三月三十一日天坪村立天坪保育所として公認され、天坪小学校講堂及び教員住宅の一部を借り受け角茂谷に移転した。

初代園長 岡林住衛 認可定員百人 実園児数二歳～五歳児 八十人 職員数四人

昭和三十三年九月大豊村馬瀬二百三十四番地の一に木造平屋建て二百五十八平方メートルの保育所を新築して移転した。
園児数 八十二人 職員 八人

昭和五十二年、定員三十人に減少現在に至る。

2 久寿軒保育所

昭和三十九年十月一日久寿軒公民館の一部を借用して僻地久寿軒保育所として定員三十人で開設した。昭和五十八年四月一日入園児減少のため民間の西岡宗歳代表に保育所の運営を委託して現在に至った。

3 大杉保育所

昭和二十九年四月、杉部落公民館の一部を借用し、季節保育所として開設されたが、同年中に通年保育所に切り替えられた。

初代園長 橋本晴喜 保母四人 園児八十人

昭和三十一年四月、大豊村立杉保育所として公認され、杉北畠七十三番地に木造平屋建て二百四十八平方メートルの保育所を新築して移転した。定員八十人

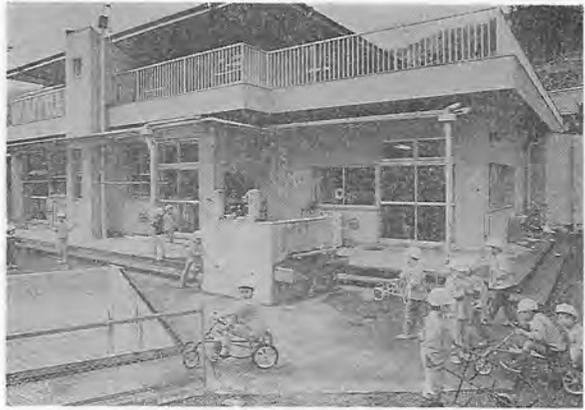
昭和五十六年三月、園舎老朽化のため、町有地の杉川下五十番地の二に鉄筋コンクリート造り二階建て延べ四百三十二平方メートルの園舎を新築して移転した。定員六十人

4 立川保育所

昭和四十年、立川地区にあった和洋裁教室の母親有志によって保育所



天坪保育所



大杉保育所

の必要性が提唱され、学校の協力を受け和室を借用して発足した。

保母 鈴木輝 幼児八人

昭和四十三年十月一日、地元の強い要望により町認可の立川僻地保育所が刈谷の公会堂を借用して設置された。

初代所長 橋村千津子

昭和四十九年三月三十一日、幼児減少で公立保育所は閉鎖されたが、同じ施設を使って父母の手で私設保育所として運営された。

昭和五十四年、公会堂改築のため一年間立川小学校教員住宅を使用した。

昭和五十五年四月一日、中和、刈谷多目的集会所が新築されたので、ここに移ったが、幼児減少のため五十七年三月三十一日に廃止された。

5 穴内保育所

昭和三十一年九月一日、穴内の佐々木虎丸が責任者となり、公民館の一室を借用し私立穴内保育所を開設した。

開設当時の保育園児四十二人、保母三人であった。昭和四十三年経営責任者が松岡勝英に変更し、その後改築された公民館の階下を借用し現在に至る。同六十年園児二十人、保母二人である。

6 大田口保育所

昭和三十一年四月十日、大田口小学校校下婦人会により大田口農協繭乾燥場を借り受け季節保育所として開設した。



豊永保育所

園長間崎秀美ほか職員四人、園児九十人

昭和三十三年七月大杉小学校の古材の払い下げを受け、船戸三十六番地の二に木造平家建て二百四十平方メートルの園舎を新築落成。

昭和三十四年七月一日、大豊町立認可保育所となった。所長橋本晴喜（大杉保育所長兼務）職員六人、園児定員八十人であった。

昭和四十八年七月、園舎が老朽化したので船戸二百六十四番地の七に新築落成。敷地千八百平方メートル。木造平家建て三百三十九平方メートル、定員六十人であった。

7 豊永保育所

昭和三十一年五月一日、東土居の秋山信吉が経営責任者となり下土居通称オカタの民家を借用して豊永保育所を開設した。

昭和三十五年三月、久寿軒小学校の古材を利用して東土居二百三十七番地に新築移転した。昭和三十八年十一月大豊町社会福祉協議会が財団法人として発足すると、同保育所もその所管となり、昭和四十年四月定員六十人の認可保育所となった。

昭和五十六年二月一日、総工費五千三百五十五万円にて改築落成、現在に至る。

職員、園長、保母、調理員、事務員等六人、園児四十三人である。

8 岩原保育所

昭和三十年四月、岩原小学校の一室を借用して季節保育所として開設された。初代園長は原義美校長、以後は岡崎啓ら民間人が経営に当たり現在は第十一代、下村芳章に続いている。

昭和四十八年、岩原千七百七十二番地二の消防屯所を改造して移転した。

昭和五十三年、用地取得費二百三十万円、建物の一部負担三百万円、その他備品二百二十万円などを地元が調達して、岩原十番地四に保育所（建物の二階は福祉センター兼集会所）を新築して移転した。

園児の数は五十三年から六十年まで約二十人で著しい増減はない。

9 東豊永保育所

昭和三十一年四月、上村宏を代表者として川井部落の岩本の敷地及び落合の倉庫を借用して、季節保育所を開設した。園長は東豊永小学校野崎校長で園児数五十人であった。

昭和三十二年、大滝の東豊永小学校分室の一部を借り受けて移転した。園長は上村宏。

昭和三十四年七月一日に大豊村立東豊永保育所となった。園長兼任保母三人、他に職員二人、園児定員六十人となった。

昭和三十八年十二月、保育所の裏山崩壊のため旧東豊永小学校下（大滝）へ移転。

昭和五十三年二月六日、園舎老朽化のため粟生川平二百六番地の四、五、六へ建坪三百三平方メートルの園舎を改築移転した。

10 西峰保育所

昭和三十年五月、西峰地区の三谷啓保・氏原友一・三谷定親・小笠原賀穂らの提唱により季節保育所を開設し、同年通年保育を始めた。

初代園長 氏原友一 保母二人 園児数六十人

昭和四十年十月一日、へき地西峰保育所として大豊村立として認可された。三歳～五歳児 定員六十人

注 各保育所の町村名変更による名称の変更は省略した。

以上のような施設において幼児の保育に当たってきたが、今日における保育の現況と問題点について関係者は次のように述べている。

「保育所は、養護と教育を一体とした機能を有し、家庭での保育に欠ける乳幼児を收容、その人格の形成心身の発達を助長し、幼児の福祉を実現する場である。設置以来この保育理念に基づき運営してきた。

近年における既婚女性の職場進出、家族構成の細分化など幼児の養育意識への影響、更に幼児期の教育の重要性が指摘される中で保育所の役割は質量ともに増大した。

これに対応して保育施設の整備、内容の充実を図り、現在町立の認可保育所、へき地保育所、社会福祉法人立、私立保育所で運営しているが、人口の高齢化の進む中で幼児の数は減少し、更に地域的な措置の格差などにより、効率的な施設運営に支障を来し財政面でも問題が起り、その対策に苦慮している」。

なお大豊町においても県の指導を受けて、大田口に幼稚園を設置するように働きかけをしたが、関係者の合意が得られず断念したといった幼児教育に関する経過もある（詳細は幼児教育の項参照）。